

# 新型コロナワクチン接種のお知らせ

## 5歳から11歳のお子様と保護者の方へ

接種費用  
**無料**  
(全額公費)

### 保護者の方へ

5歳から11歳の方も、新型コロナワクチン接種を受けられるようになりました。ワクチンの接種について、お子様と一緒にご検討ください。立川市では、市内小児科等の医療機関との連携により、接種を実施します。詳細については、「広報たちかわ」、「市ホームページ」を通じてお知らせいたします。接種を受ける場合は、必ずマスクをしてお越しください。



### 予約をする

ワクチン接種を受けるためには予約が必要です。お電話もしくはインターネットから予約してください。**3週間の間隔をあげ、2回の接種が必要です。**

インターネット

接種予約受付システム  
(<https://v-yoyaku.jp/132021-tachikawa>)

電話

0120-741-567  
(8:30~17:30 当面の間、土日祝含む)



「接種予約受付システム」  
二次元コード

### 接種を受ける

接種当日は体調を整え、下記の持ち物を持参の上、ご予約時間に会場へお越しください

当日の  
持ち物

- ・ **新型コロナワクチン接種の予診票** ※事前にご記入ください
- ・ **新型コロナワクチン予防接種済証**
- ・ **本人確認書類 (本人及び保護者)** ※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 等
- ・ **母子健康手帳**

※接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、予約センターか医療機関にご連絡ください。

※予診票は事前にご記入いただき、**肩を出しやすい服装**でお越しください。

※入院中・入所中の方等を除き、ワクチン接種は原則、住民票のある区市町村（住所地）で受けてください。

厚  
労  
省

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
ワクチン施策の在り方等について相談できます  
0120-761-770(9:00~21:00 土日祝含む)

東  
京  
都

東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター  
接種後に副反応がみられる場合、医療職へ相談できます  
03-6258-5802(24時間 土日祝含む)

がいこくじんのみなさまへ  
For Foreigner

くわしくはこちら [Access here](#)

「東京都多文化共生ポータルサイト」サイトアドレス: <https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp>  
※がいこくじんのみなさまにわかりやすい、しんがたコロナワクチンについてのポータルサイトがあります。

※ワクチンせっしゅのよやくは 0120-741-567 まで



とうきょうとたぶんかきょうせい  
東京都多文化共生ポータルサイト

## ◎接種ワクチンについて

新型コロナ小児用ワクチン接種には、ファイザー社の小児用メッセンジャーRNA (mRNA) ワクチンを使用します。

**3週間の間隔をあげ、2回の接種が必要です。**

また、原則として、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に接種できません。

**新型コロナワクチンとその他のワクチンは、片方のワクチンを接種してから2週間後に接種できます。**

例) 4月1日に新型コロナワクチンを接種した場合、他のワクチンを接種できるのは、  
4月15日 (2週間後の同じ曜日の日) 以降になります。

**新型コロナ小児用ワクチンでは、1回目の接種時の年齢に基づいて対象年齢を判断します。1回目の接種時に11歳だったお子様が、2回目の接種時まで12歳の誕生日を迎えた場合、2回目接種にも小児用ワクチンを使用します。**

## ◎住民票がある場所（住所地）以外での接種について

・入院・入所中の医療機関や施設でワクチン接種を受ける方

→ **医療機関や施設でご相談ください。**

・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチン接種を受ける方

→ **医療機関又は医療機関が所在する区市町村でご相談ください。**

・お住まいが住所地と異なる方

→ **実際にお住まいの地域でワクチン接種を受けられる場合があります。**

実際にお住まいの区市町村ホームページでご確認いただくか、相談窓口にお問い合わせください。

## ◎接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり、障害が残ったりすること)が、極めてまれですが、なくすることができないことから救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害基礎年金の給付)が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

## ◎ワクチン接種を受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、

その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。

具体的には、「3つの密 (密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

感染予防対策  
を継続して  
いただくよう  
お願いします。

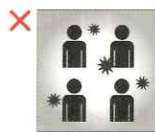


密集場所

「3つの密 (密集・密接・密閉)」の回避



密接場面



密閉空間



マスクの着用



石けんによる  
手洗い



手指消毒用アルコール  
による消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい  
情報については、厚生労働省ホームページの「**新型  
コロナワクチンについて**」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの区市町村等にご相談ください。

お問合せ先

立川市 福祉保健部 健康推進課 (健康会館内)  
新型コロナウイルスワクチン接種予約センター (コールセンター)  
**0120-741-567** (8:30~17:30 当面の間、土日祝含む)